明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

〃	第四回	一億円	百三円五十四銭
〃	〃	一億円	百三円八十一銭
〃	〃	一億円	百三円八十八銭
〃	第五回	一億円	百四円六十四銭
〃	〃	一億円	百四円七十一銭
〃	〃	三億円	百四円七十八銭
〃	〃	三億円	百四円八十八銭
〃	第六回	十億円	百五円十四銭
〃	〃	三十八億円	百五円二十銭
〃	〃	十億円	百五円二十五銭
〃	〃	三十億円	百五円三十銭
〃	〃	十億円	百五円三十五銭
〃	〃	二十五億円	百五円四十銭
〃	〃	四十一億円	百五円四十一銭
〃	〃	十億円	百五円四十五銭
〃	第七回	七十二億円	百六円八十六銭
〃	第八回	一億円	百七円六十九銭
〃	〃	三億円	百七円八十九銭
〃	〃	四億円	百七円九十六銭
〃	〃	一億円	百八円十五銭
〃	第九回	一億円	百八円八十五銭
〃	〃	四億円	百八円九十六銭
〃	〃	一億円	百九円十三銭
〃	第十回	二億円	百九円七十五銭
〃	〃	六十八億円	百九円七十六銭
〃	〃	二億円	百九円九十銭
〃	〃	一億円	百九円九十三銭
〃	第十一回	三億円	百十一円四十六銭
〃	〃	十四億円	百十一円六十二銭
〃	第十二回	四億円	百十一円三十六銭
〃	〃	十一億円	百十一円四十五銭
〃	〃	一億円	百十一円五十銭
〃	第十三回	二億円	百十二円二十四銭
〃	〃	三十一億円	百十二円三十銭
〃	〃	三億円	百十二円三十一銭
〃	〃	七億円	百十二円四十八銭
〃	〃	八億円	百十二円五十銭
〃	第十四回	十二億円	百十二円四十銭
〃	〃	十七億円	百十二円四十一銭
〃	〃	二億円	百十二円五十五銭
〃	〃	十六億円	百十二円五十八銭
〃	〃	十億円	百十二円五十九銭
〃	第十五回	二十九億円	百十三円九十一銭
〃	〃	一億円	百十四円五銭
〃	〃	十七億円	百十四円九銭
〃	第十六回	十億円	百十三円九十六銭
〃	〃	一億円	百十四円五銭
〃	〃	五億円	百十四円十四銭
〃	〃	八億円	百十四円十五銭
合計		五百五十九億円	

○厚生労働省告示第四百五十二号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十四条第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法第十四条第一項の厚生労働大臣が定める表示を定める件（平成十七年厚生労働省告示第五号）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に同法第十三条の申請を行った同法第十二条第一項に規定する一般事業主に係る同法第十四条第一項の表示については、なお従前の例による。

平成二十六年十一月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久